

愛媛労雇均発0824第1号
平成28年8月24日

各 位

愛媛労働局長



10月における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の運営については、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国の年次有給休暇の取得率は平成26年で47.6%となっており、経年的にみても5割を下回る水準で推移し、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は8.2%（平成27年）と依然として1割弱となっており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、より一層積極的な施策の展開が求められています。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日閣議決定）においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を促進し、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められるところです。さらに、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）では、国が取り組む重点対策として、年次有給休暇の取得促進のため、10月を「年次有給休暇取得促進期間」とし、全国の労使団体や個別企業労使に対し集中的な広報を実施するとされているところです。

このため、厚生労働省では、時季を捉え年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとしており、本年の夏季の取組に続き、来年（年度）の年次有給休暇の計画的付与について労使で話し合いを始める前の時期である10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、ポスター及びリーフレットを活用した広報、全国主要駅へのポスター掲示等労使に対する働きかけを行うこととしております。

つきましては、この趣旨を御理解の上、お送りするポスターの掲示、リーフレットの配布をしていただくとともに、広報誌やホームページ等への掲載などにより、10月における連続休暇の取得促進に御協力いただきますようお願い申し上げます。